

津奈木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

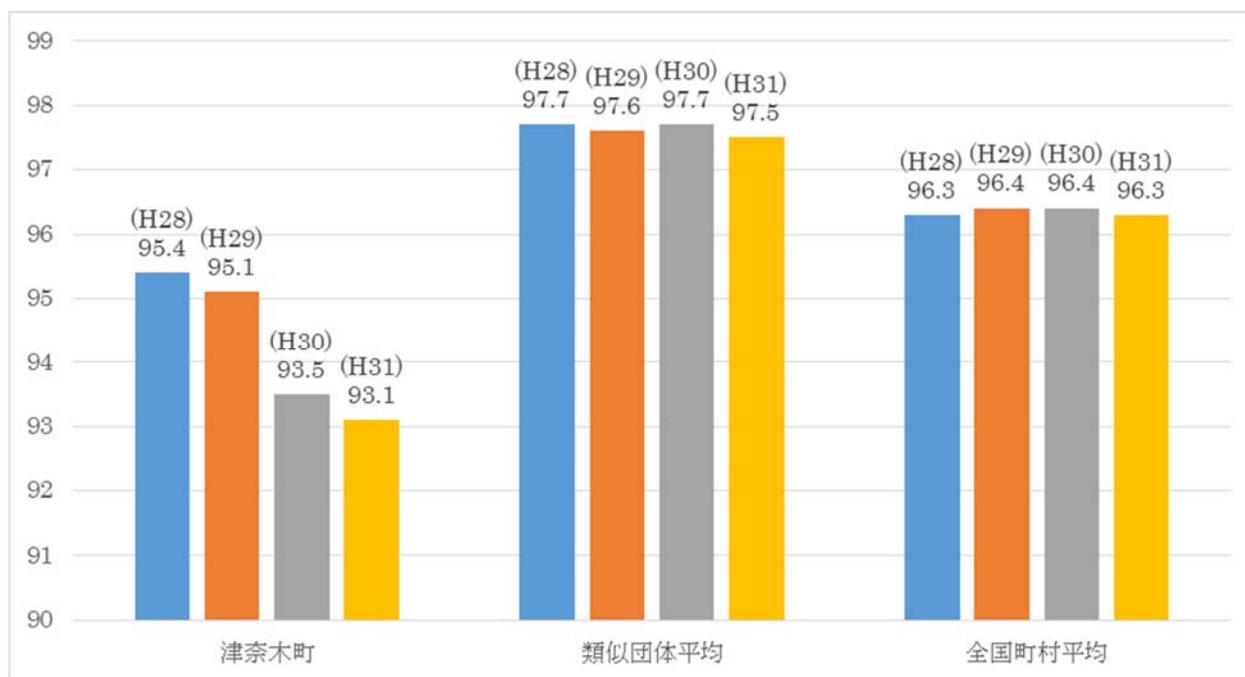
区分	住民基本台帳人口 (H31.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	4,614	3,016,428	116,824	661,228	21.9	22.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	62	216,033	33,669	88,728	338,430	5,459	5,469

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成31年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、初任給及び若年層を対象に平均0.09%引上げ。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津奈木町	40.3歳	290,100円	336,600円	314,200円
熊本県	43.3歳	329,873円	404,820円	356,965円
国	43.4歳	329,433円	411,123円	—
類似団体	40.5歳	291,820円	342,831円	317,494円

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		津奈木町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	187,200円	180,700円
	高校卒	148,600円	153,000円	148,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

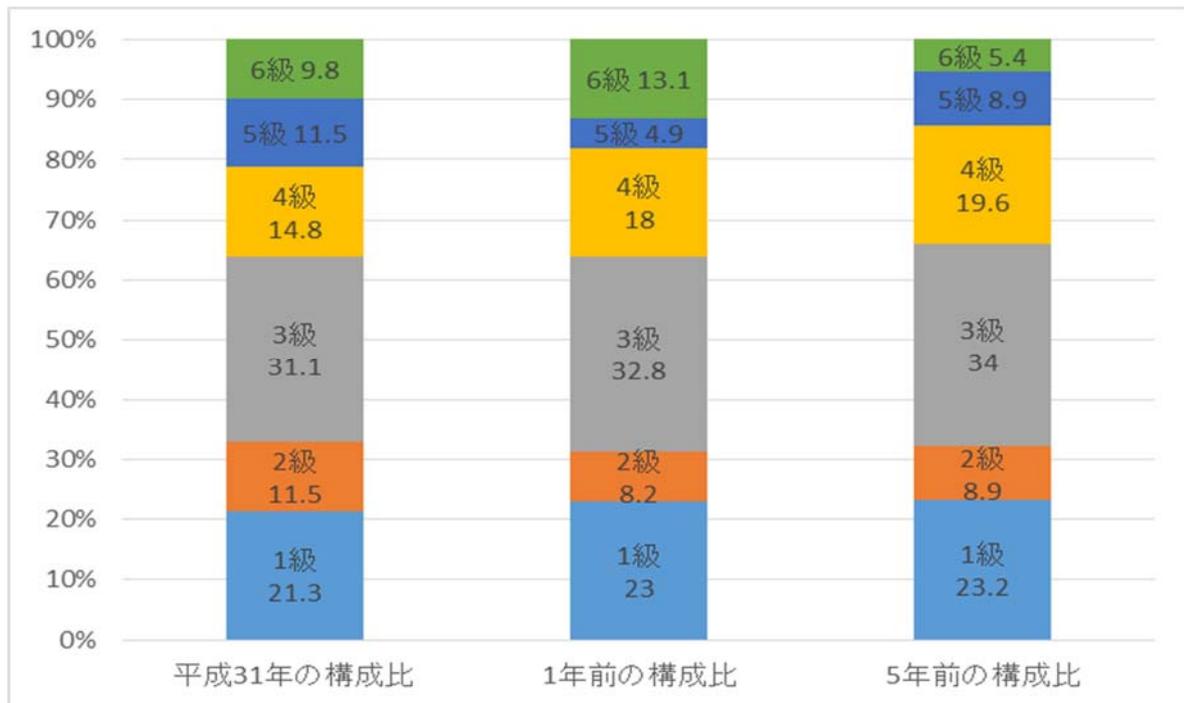
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	246,600円	330,500円	364,400円	389,500円
	高校卒	234,000円	312,700円	331,500円	372,100円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

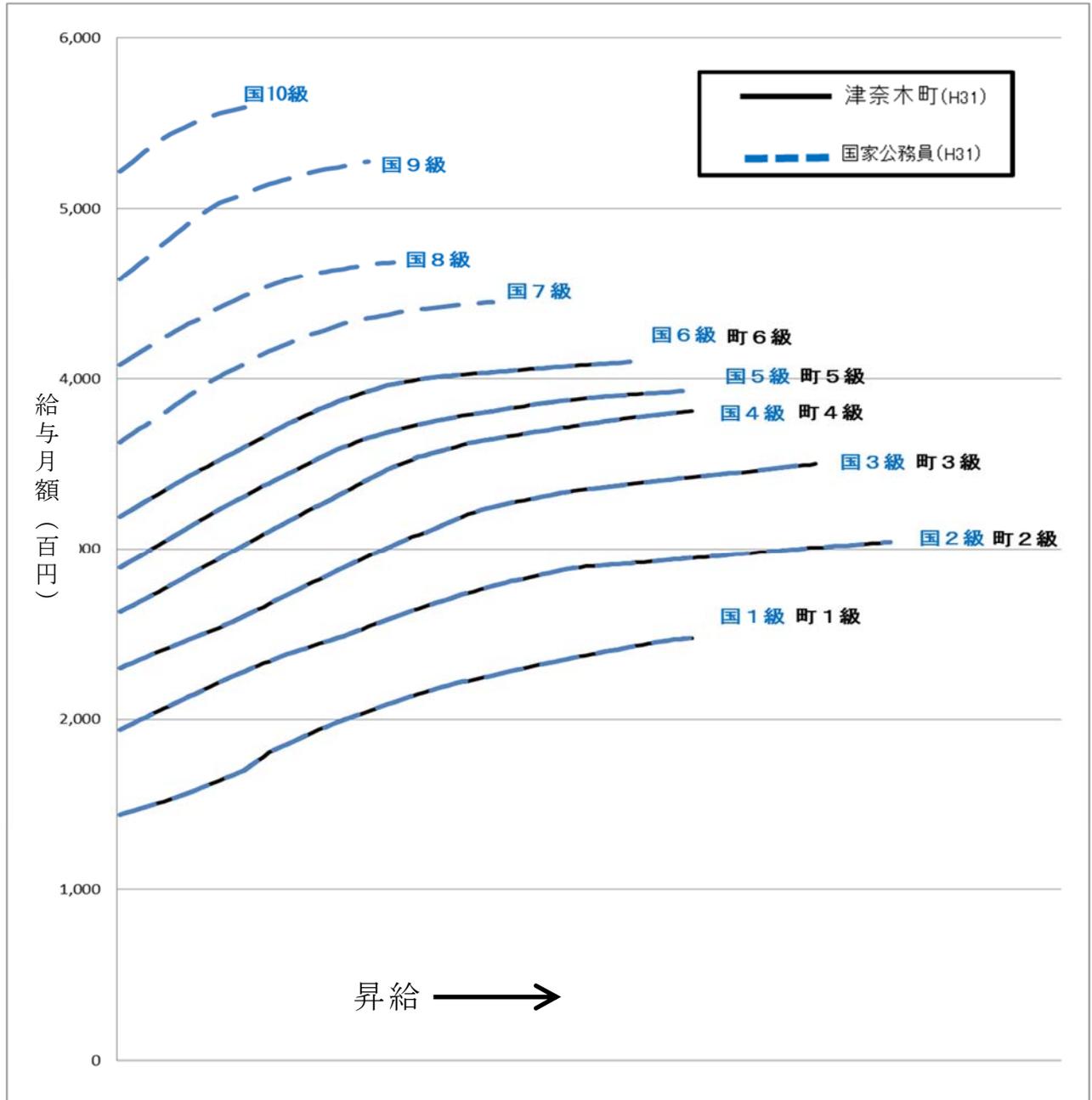
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	13人	21.3%	144,100円	247,600円
2級	主事、技師	7人	11.5%	194,000円	304,200円
3級	参事	19人	31.1%	230,000円	350,000円
4級	主幹	9人	14.8%	263,000円	381,000円
5級	課長補佐、審議員	7人	11.5%	288,900円	391,000円
6級	課長、事務局長	6人	9.8%	319,200円	408,200円

- (注) 1 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津 奈 木 町	熊 本 県	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1,428千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,718千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（津奈木町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				

上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

津 奈 木 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 15,521千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		0%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫に従事したとき	千円 0	作業従事 1日につき100円以上 1,000円以内

(4) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	9,032千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	173千円
支給実績（29年度決算）	8,395千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	167千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子10,000円 ・22歳までの子以外6,500円 (15歳～22歳の子には5,000円の加算)	同	—	9,927千円	283,628円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額支給 (上限27,000円)	同	—	3,644千円	242,933円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対し、距離に応じて2,000円から24,500円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、55,000円を限度として支給	同	—	1,962千円	56,057円
管理職手当	管理職の職にある職員に対し定額支給。総務課長63,000円、課長・事務局長41,000円、審議員39,400円	異	支給額	4,673千円	519,222円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対し、4,400円を支給	異	12月29日から1月3日の期間は8,800円支給	4,383千円	257,823円

5 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	740,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長		840,000円 / 416,500円	
報酬	議長	310,000円	395,000円 / 160,000円	
	副議長	255,000円	310,000円 / 140,000円	
	議員	233,000円	290,000円 / 130,000円	
期末手当	町長 副町長	(30年度支給割合) 3.10月分		
	議長 副議長 議員	(30年度支給割合) 3.10月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	740,000円×在職年数×500/100	14,800,000円	任期毎
		561,000円×在職年数×290/100	6,507,600円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

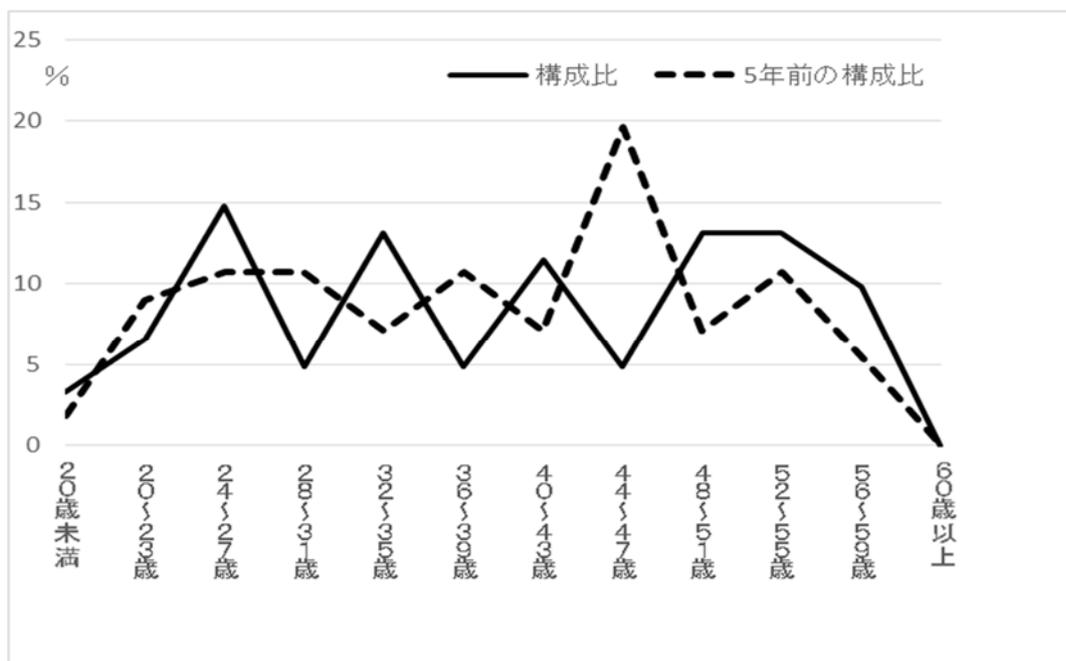
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普通会計部門	一般行政部門	議会 総務・企画	1	1	0	保健師業務増
		税務	24	24	0	
		民生	4	4	0	
		衛生	8	8	0	
農林水産		3	4	1		
商工		7	7	0		
土木		1	1	0		
計	6	6	0			
		計	54	55	1	<参考> 人口1万当たり職員数 117.22人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 170.84人)
		教育部門	8	9	1	非常勤職員退職に伴う増
		小 計	62	64	2	<参考> 人口1万当たり職員数 136.40人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 198.06人)
公営 会計等 部門	水道	1	1	0		
	その他	6	6	0		
		小 計	7	7	0	
合 計			69	71	2	<参考> 人口1万当たり職員数 151.32人
			[75]	[75]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	2人	4人	9人	3人	8人	3人	7人	3人	8人	8人	6人		61人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 \ 区 分	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	49	50	50	51	54	55	6(12.2%)
教育	11	10	9	9	8	9	▲2(▲18.2%)
普通会計計	60	60	59	60	62	64	4(6.7%)
公営企業等会計計	6	6	6	7	7	7	1(16.7%)
総合計	66	66	65	67	69	71	5(7.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。